

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて 【提言】

令和2年6月11日

自由民主党政務調査会 デジタル社会推進特別委員会
インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT

- ネット上の誹謗中傷、人権侵害等は、SNSの普及などに伴い、年々増加している。さらに、子どものネットいじめや新型コロナウイルスによる医療者・事業者への被害の増加、ネット上の誹謗中傷等により自死に追い込まれる被害者もいるなど、問題が悪化している。
- 被害への対応は、現行制度下でも、プロバイダ責任制限法（プロ責法）における権利侵害情報の削除・発信者情報開示、民法上の損害賠償請求、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪等があるが、被害者にとって実効性及び柔軟性ある対策とはなっておらず、特に匿名状況を悪用したネット上の誹謗中傷等による被害は深刻化の一途を辿っている。
- このような状況に鑑み、近年、諸外国においても、一定の違法情報について、事業者による発信者情報の開示を含む対応などの対策を強化する立法を行っているところ、日本は約20年間、デジタル社会の深刻な「影」の部分に対応する制度改正がなされていない。
- 本PTでは、表現の自由等に十分配慮した上で、被害者等からのヒアリング、諸外国との法制比較、現行法の実態把握等を行った。明らかな被害に早急かつ有効な対策を講じるため、被害者、加害者、ネットユーザー、プロバイダ等関係者の立場を踏まえ、次期臨時国会を念頭に法改正及びその他必要な対応を早急に行うよう、以下提言する。

記

1. 表現の自由等への十分な配慮を前提とした実効性ある被害回復手続の検討

- 諸外国では、近年のネット上の誹謗中傷等の増加を踏まえ、関係法整備や運用上の対処を進めており、被害者救済の観点から、関係法や第三者機関等における、表現の自由等に配慮した違法性の判断基準を踏まえた上で、発信者情報の開示や削除等の手続の迅速化・具体の期限の設定（例：独では申立て後24時間以内に検討を完了し対処）等により、違法性ある権利侵害への抑止力の強化等を進めている。
- そこで、ネット上の誹謗中傷、権利侵害等について、表現の自由に対する過度の萎縮効果を防止しつつ、「被害者救済」と「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮した実効性ある被害の回復のための手続のあり方を検討する。
- 特に、対処すべき個人の権利侵害（不法行為）を一定の要件下で明確化するため、各国法制、裁判例、裁判外の事例や現行法下の実態等を踏まえ、適切かつ実効性ある法制度及びガイドライン等を検討し、必要な法改正を早急に行う（例：属性に関わらない個人への誹謗中傷、侮辱、いじめ、プライバシー等）。なお、政治への意見、言論を妨げるものではないことに留意する。

2. 適正かつ迅速な発信者情報の開示手続等の民事上の対応の強化

- プロバイダ責任制限法第4条（「発信者情報開示請求権」）は、被害者の「裁判を受ける権利」を確保する重要な制度である。しかし、現行では、実質的な3段階裁判手続（①コンテンツプロバイダ（SNS事業者等）、②アクセスプロバイダ（携帯キャリア等）③損害賠償請求）、過重な開示要件（プロバイダが違法性阻却事由の不存在まで判断）、技術的困難性（プロバイダ等のアクセスログの保存期間は多くが3～6ヶ月程度、一部プロバイダは投稿時のIPアドレスが未記録・未保存）等の課題があるため、比較法的に見ても被害救済が困難な制度となっている。
- そこで、諸外国の法制等も参考にしつつ、プロバイダによる積極的な任意開示や本案訴訟によらない司法手続（仮処分手続の活用や非訟事件手続の新設等）等を実現するための発信者情

報の開示要件・手続の再検討、司法手続における発信者情報開示請求の要件緩和、発信者情報開示の対象に電話番号を含め発信者特定に必要なかつ十分な情報の追加、開示請求権者の拡大（監護者等）、発信者情報開示に必要なかつ十分なアクセスログの保存期間の確保等について、プロバイダ責任制限法等の関係法令及び運用の見直しを行い、迅速で実効性ある発信者情報の開示手続を実現する。

- プロバイダ責任制限法における、プロバイダによる他人の権利侵害情報を削除した場合の免責が定められているが、プロバイダによる迅速な削除対応の促進（被害者の削除請求時から削除検討の完了等）のため、法制度及びガイドラインの見直しを行う。
- 裁判手続について、実質的な3段階の訴訟手続による時間的・経済的負担により、アクセスログの消去等の証拠収集の困難、過重な訴訟費用による被害者の「泣き寝入り」を招いていることを踏まえ、民事上の手続の迅速化、海外事業者に対する迅速な送達手続、弁護士費用を含む適正な損害賠償額の算定など、法的救済手続に実効性を持たせる。

3. 刑事法上の対応の強化

- 誹謗中傷に対する刑事罰のうち、特に侮辱罪については、罰金より軽い拘留・科料（30日未満・1万円未満）であり、短期公訴時効（1年）・従犯不処罰・没収制限など、近年のネットを悪用した悪質事案に十分対応できなくなっている。そこで、明治以来の侮辱罪の法定刑の見直し（ネット被害による新類型を含む）を行うとともに、いわゆる「ネットリンチ」のような集団での誹謗中傷や名誉毀損等の悪質事案について、事案の実態に即した積極的な捜査と適正な科刑の実現を図る。

4. 人権擁護機関等による対応の強化

- 「いじめ防止対策推進法」等により、法務省人権擁護機関による違法情報の削除・発信者情報の開示への協力が定められているが、プロバイダから任意の協力が得られるのは全体の6割程度との指摘があり、そのような協力が得られない場合は実効性がない。そこで、法務省人権擁護機関や地方自治体等の公的機関による削除・開示請求への協力についても、一定の実効性を確保するため、人権擁護機関等の体制強化や、制度規定、運用の見直しを検討する。

5. 情報モラル等のネットリテラシーの理解促進と相談対応

- ネットモラル等の向上のため、国、自治体、学校、法曹関係者（スクールロイヤー等）、プロバイダ、メディア等の官民関係者で連携し、子ども期からの教育、効果的な普及啓発を強化する。
- 権利侵害情報を未然にブロックするため、プロバイダに、禁止事項等のポリシー、措置の徹底の強化を求め法整備等を行うとともに、ユーザーへの啓発活動への協力等を求める。
- 特に、子どものネットいじめは、相談件数が年々増加し、学校毎に学習指導要領等に基づく取り組みにばらつきがあるなど、十分な対策となっていない。今後、GIGAスクール構想はじめネット利用の増加が想定される中、ネットでの書き込み内容により加害者として民事・刑事上の責任が生じることを含め、道徳教育や学習指導要領への更なる反映等、取り組みを強化する。
- 被害者にとり、相談窓口・プロセス（現行では総務省違法・有害情報センター、法務省人権擁護機関（法務局等）、警察署、文科省「24時間子供SOSダイヤル」等）が分かりにくく、時間的・経済的・心理的に負担となっていることから、窓口の明確化・体制強化、関係者間連携を促進する。あわせて、被害者の心情に寄り添い、「こころのケア」の体制を強化する。
- 誹謗中傷等の権利侵害を行う加害者について、心理学的側面からの研究、効果的なネットモラル等の理解促進を進める。

以上提言する。なお、今後も、ネット上の誹謗中傷等への実効的な対策に向け、本PTにおいて、継続的に検証するとともに、必要に応じて更なる提言等を行うものとする。